

介護保険 主治医意見書作成料請求書

令和			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

保険者番号	3	3	1	0	0	9
-------	---	---	---	---	---	---

被保険者	被保険者番号								
	(フリガナ)								
	氏名								
生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女			
	年	月	日						

請求医療機関	事業所番号								
	事業所名称								
	所在地	〒			-				
	電話番号								

作成依頼日	令和			年			月			日	依頼番号					※ 保険者確認					
意見書作成日	令和			年			月			日	意見書送付日				年				月		

意見書作成料	種別	1. 在宅	2. 施設	1. 新規	2. 継続	金額					円
--------	----	-------	-------	-------	-------	----	--	--	--	--	---

診断・検査費用	内 訳		点 数				摘 要					
	診 断											
	検 査	胸部単純X線撮影										
		血液一般検査										
		血液化学検査										
		尿中一般物質定性・半定量検査										
合 計							点数合計 × 10円				円	

請求額	意見書料					円
	診断・検査費用					円
	消費税					円
	合計					円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

要介護認定及び要支援認定の申請者であって、主治医がなく、主訴もないとき、その他主治の医師の意見を求めることが困難なときに、被保険者に対し市長が指定する医師（指定医）が意見書を記載するために必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性
- ・半定量検査